

智頭町中小企業等事業継続支援交付金 交付受付をしています！



物価高騰により、経済的に大きな影響を受けている中小企業者等の事業継続を支援するため、要件に該当する事業者を対象に交付金を交付します。

受付期間	令和8年3月16日～令和8年6月30日
対象・要件	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものを補助対象者とします。</p> <p>①【個人】智頭町に住民票のある事業主 【法人】町内に本社機能を有し、法人登記のある事業者</p> <p>②令和7年10月1日時点で事業を営む者</p> <p>③今後も事業を継続する意思がある者</p> <p>④別表に掲げる業種を現に主たる事業として営む者</p> <p>⑤農業を事業として営む申請者は、青色申告者とする</p> <p>⑥町税等を滞納していない者</p> <p>※複数の対象事業を営む事業者であっても1事業者あたり1回のみ します。</p> <p>※申請要件確認のため、事業実態調査をさせていただく場合がございます。</p>
交付額	<p>【個人】 10,000 円</p> <p>【法人】 50,000 円</p>
申請書類	<p>①智頭町中小企業等事業継続支援交付金交付申請書兼請求書（様式）</p> <p>②確定申告書に関する書類</p> <p>【個人の場合】確定申告書の写し（次のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年分の所得税確定申告書・令和7年分の所得税確定申告書 <p>【法人の場合】直近事業年度の法人税確定申告書の写し</p> <p>③開業届（※開業間もなく②確定申告書が提出できない場合）</p> <p>④通帳の写し（役場会計課に口座登録をしていない場合）</p>
申請先	 <p><メール> chizu-sci@tori- <電話> 0858-75-0039 <FAX> 0858-75-0064</p>
問合せ先	智頭町役場企画課 0858-75-4112 智頭町商工会 0858-75-0039

別表

対象業種等の区分	交付金	
	法人	個人
農業、林業	5万円	1万円
漁業		
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気、ガス、熱供給、水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		
金融業、保険業		
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業		
教育、学習支援業		
医療、福祉		
複合サービス業		
サービス業（他に分類されないもの （一部対象外業務を除く））		



交付と

います。

(第1号)

skr.jp